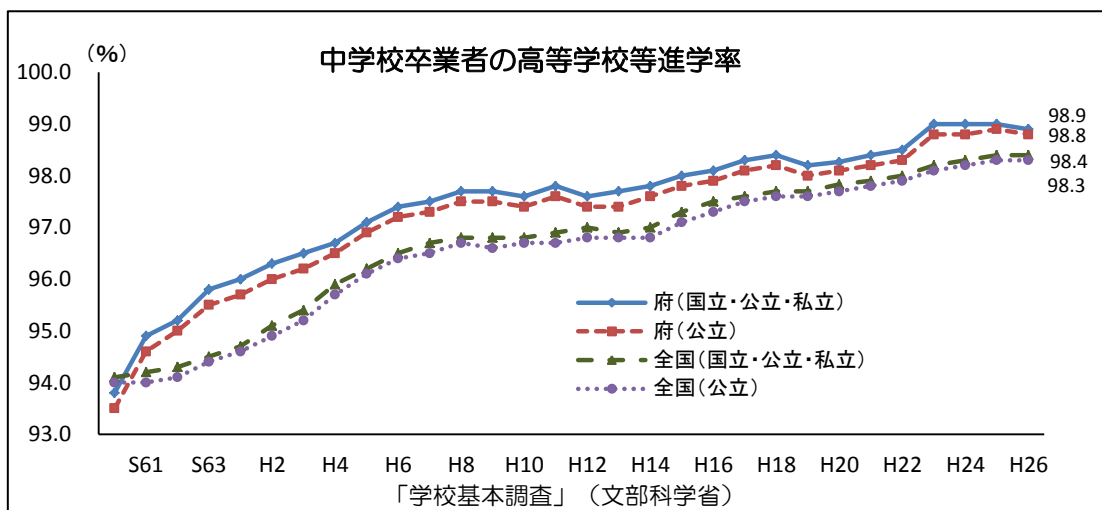


## 重点目標 4

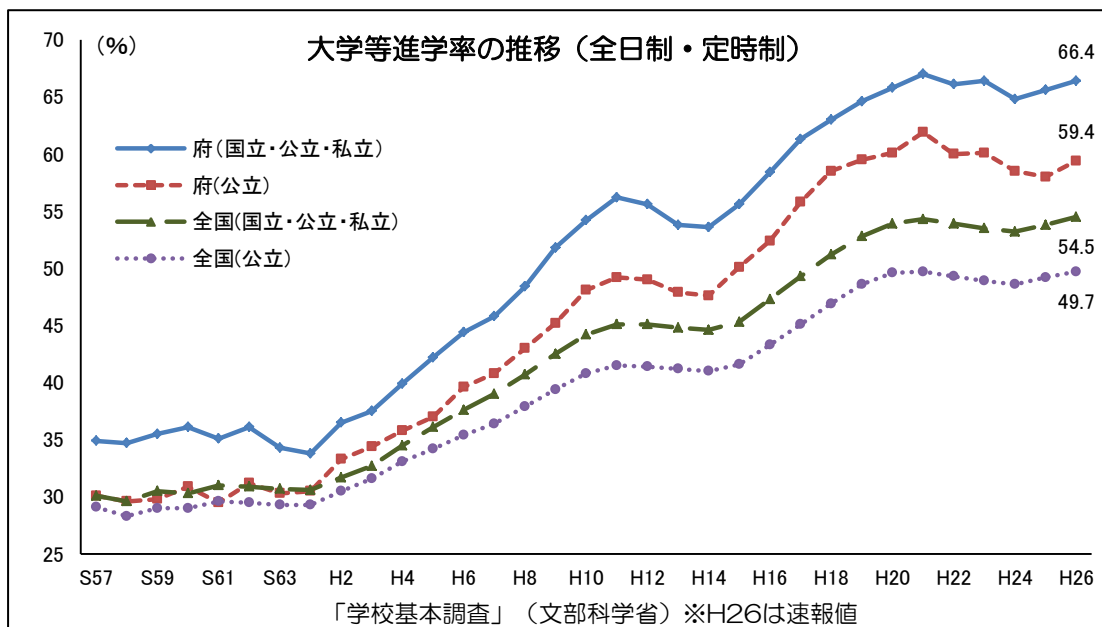
## 一人一人を大切に、個性や能力を最大限に伸ばす

### 現状と課題

- 中学校を卒業した生徒の98%以上が高校に進学している状況の中で、生徒一人一人の能力・適性、興味・関心、進路希望など多様化したニーズに応じた府立高校の特色化を図ることが必要です。



- また、高等学校等進学率の上昇とともに大学進学希望が高まったことに加え、少子化や大学の定員増などにより、大学等進学率は上昇しており、特に京都府は全国と比べて高い状況にあります。今後どのように学び、働くかなど、ライフデザインについて早い段階から考えさせるとともに、生徒の希望進路の実現に向けた取組を進めることが必要です。

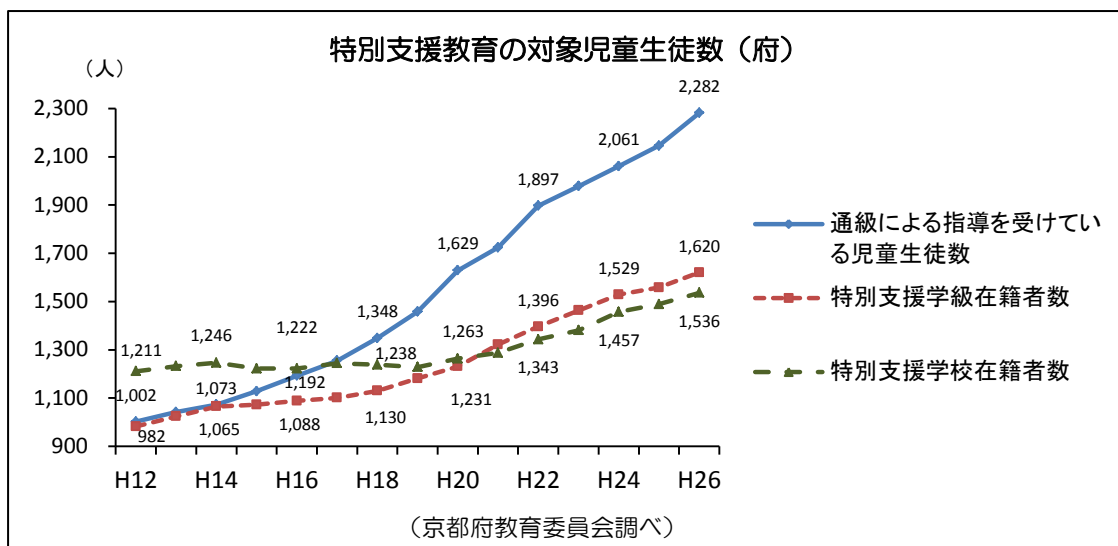


- 京都府では、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、あらゆる教育活動を通して人権尊重の意識を高めるとともに、一人一人を大切にされた教育の推進に努めています。

学校・家庭・地域社会が一層連携を深める中で、児童生徒が人権問題を自分自身の課題として捉え、学習したことが知的理解にとどまることなく、具体的な行動につながるよう人権教育の推進を図っていく必要があります。

- 平成 12 年度から 22 年度までの 10 年間で、特別支援学校及び特別支援学級の在籍者、また、通常の学級に在籍しながら、障害の状態に応じた特別な指導を受けられることができる通級指導教室の対象者も増加しており、その傾向は平成 23 年度以降も変わっていません。

京都府ではこれまでから、一人一人の児童生徒の状況をきめ細かく把握し、適切な指導や支援を行ってきたところであり、引き続き、通級指導教室の更なる整備を進めるほか、個別の指導計画や個別の教育支援計画に基づく教育の充実を図るなど、個々のニーズに柔軟に対応した教育的支援を行う必要があります。



\* 「個別の指導計画」：子ども一人一人のニーズに応じた指導目標や内容、方法などを示した計画

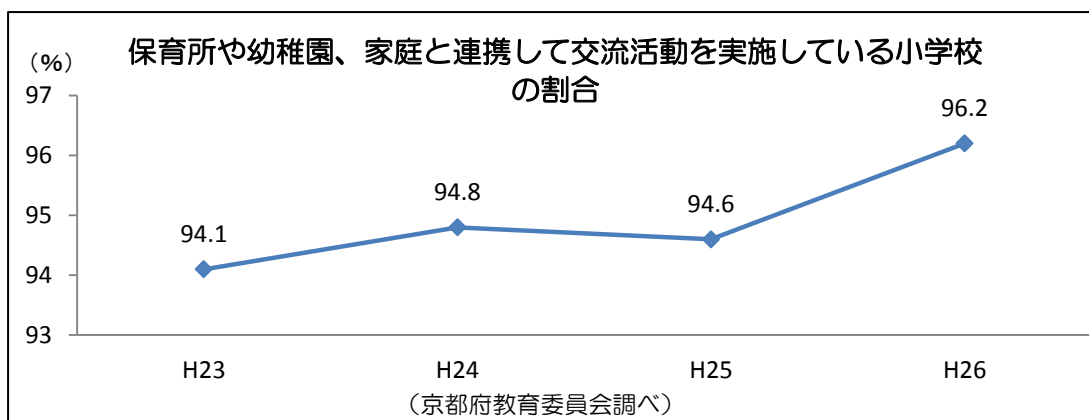
\* 「個別の教育支援計画」：関係機関の連携による乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うための教育的支援の目標や内容などを盛り込んだ計画

- また、平成 27 年 4 月に施行した「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や平成 28 年 4 月に施行予定の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」において、合理的な理由なく不当な差別的取扱いをして、障害のある人の権利利益を侵害することは禁止されています。学校などにおける合理的配慮の理念の普及に努めるとともに、障害のある児童生徒の年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導や支援を講じることが求められます。

\* 「合理的配慮」：障害のある児童生徒が、他の児童生徒と平等に「教育を受ける権利」を自分の権利として行使できるように、その実施に伴う負担が過重でない時に必要かつ合理的な配慮を行うこと

- 保育所や幼稚園、家庭と連携して交流活動を実施している小学校の割合は増加しており、連携が進んでいます。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものですが、近年の幼児の育ちに関しては、基本的な生活習慣が身に付いていないなどの課題が指摘されており、小学校入学後も教員の話が聞けずに授業が成立しないといった問題が報告されています。



- すべての小・中学校、高等学校でキャリア教育に関する体験活動を実施しています。子どもが自身の進路を決定するためには、職業観や勤労観を身に付けるだけでなく、家族のことも考えながら、ライフデザインを考える力をはぐくむ取組が求められています。

\*「キャリア教育」：社会の一員としての役割を果たすとともに、個性、持ち味を最大限に発揮しながら、社会的・職業的に自立して生きていくために必要な能力と態度を育てる教育

\*「ライフデザイン」：健康で安全な暮らしや心豊かな暮らしを実現するために生活の仕方や働き方などを自ら設計すること

## 基本的方針

一人一人をかけがえのない存在として大切にし、その個性を尊重するとともに、その能力と可能性を見出し、それらを最大限に伸ばすことは重要です。

そのためには、多様な教育的ニーズに対応した教育内容を充実するとともに、各校種における学校の特色化を推進することが必要です。特別支援教育をはじめ、人権教育やキャリア教育、また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を踏まえたスポーツの推進など、一人一人を大切にし、個性や能力の伸長が図られるよう取組を推進します。

## 主な目標指標

目標指標	基準値(出典等)	目標
京都府作成の人権教育関係資料を活用して人権学習や研修等を実施している学校の割合	100% 京都府教育委員会「人権教育推進計画書」(26年度)	100%
特別な支援を要する子どもに係る個別の指導計画が作成されている割合	小: 100% / 中: 97.9% 高: 62.5% 文部科学省「特別支援教育体制整備等状況調査」(26年度)	100%
特別支援学校生徒の就職率	24.7% 京都府教育委員会「進路状況調査」(26年度)	30%

目標指標	基準値(出典等)	目標
保育所、幼稚園、認定こども園及び家庭と連携して交流活動を実施している小学校の割合	96.2% 京都府教育委員会「教育課程実施状況調査」(26年度)	100%
自分の夢や目標を持っている子どもの割合 (「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対し「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合の計)	小 6:85.7% / 中 3:69.2% 文部科学省「全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙」(27年度)	増加させる
キャリア教育に関する体験活動を実施している学校の割合	小中 100% / 高 100% 小中：夢・未来体験活動事業実績による / 高校：京都府教育委員会「インターンシップ実施状況等調査」(26年度)	100%
府立学校生徒の全国高校総体、国民体育大会など全国大会の出場者数及び8位入賞数(年間/延べ数)	出場者数 339人 8位入賞数 131人・校 実態把握(大会出場及び成績)(26年度)	増加させる

## (11) 魅力ある学校づくりの推進

**一人一人の能力や個性を伸ばすため、多様なニーズに対応した創意ある教育活動を展開するとともに、子どもの状況や学校・地域の実態に応じた特色化を推進するなど、魅力ある学校づくりを推進します。**

- 家庭や地域と連携し、地域の産業や伝統文化などの人的・物的資源を積極的に活用した特色ある教育活動を支援します。
- 様々な学習経験や生活体験を持つ児童生徒が、確かな学力を身に付け、社会的自立を図ることができる柔軟な教育システムを構築するなど、一人一人のニーズに応じた教育を推進します。(23)に再掲)
- 地域の人材、産業などとの連携や特色ある部活動など各府立高等学校が持つ強みを活かすとともに、特定の分野における高い専門性や幅広い知見のあるスペシャリストを教員として採用するなど、魅力ある学校づくりを推進します。
- 数多くの大学と包括協定を締結するなど、各大学の優れた人的・物的資源を活かして、各学校の特色をより明確にする工夫を凝らした授業を展開することができるよう支援します。

## (12) 人権教育の推進

人権尊重の意識を高め、自分と他者との人権を大切にすることを進めるとともに、自立的に社会に参画できるよう、一人一人を大切にしたいこれまでの取組を推進します。

また、情報化社会の進展をはじめとした時代の変化に伴う人権課題に対応した取組を進めるなど、すべての人の尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向けた人権教育を推進します。

- すべての学校（園）において、人権尊重の理念や同和問題など様々な人権問題に関する学習を充実し、あらゆる人権問題の解決に向けて児童生徒が自ら考え行動する態度を育成するために、児童生徒の発達の段階を踏まえた体系的・計画的な学習の実施に努めるとともに、教材の開発や指導方法の工夫・改善を推進します。
- 子どもを巡る課題の多様化・複雑化に対応した人権教育を行い、様々な人権問題の解決に向けた実践力と指導力を向上させるために、地域の状況を踏まえ、関係機関等との連携を図り、教職員の研修を充実するとともに専門家と協働した取組を推進します。
- 社会状況の変化に伴う様々な人権問題についての理解と認識を深め、地域の実情に応じた人権教育を推進するために、社会教育関係職員など指導者の資質向上を図る研修を充実します。
- 生涯の各時期、各種団体などにおいて人権学習を充実させるため、人権問題に関するビデオライブラリーの充実を図るとともに、参加型学習を取り入れた学習資料の作成に取り組みます。
- インターネット上の人権侵害に対して学校非公式サイトでの監視を行うなど、匿名性や情報発信の容易さを悪用した人権課題に対応する取組を充実します。





## (13) 特別支援教育の推進

**障害のある子ども一人一人の自立や社会参加を目指し、就学前から卒業後に至るまでの一貫した特別支援教育を推進します。**

- 京都府の特別支援教育の拠点であり、専門的な相談・研究・研修機能を有する「京都府スーパーサポートセンター」(SSC)と各府立特別支援学校の地域支援センターの取組の連携を進め、特別支援教育の充実に努めます。また、各市町(組合)教育委員会で行われている相談事業との連携を強化します。
- 就学前から生涯にわたる支援を継続するために、個別の指導計画や個別の教育支援計画、移行支援シートを作成・活用し、相談支援ファイルへの整備を進めます。
- 小・中学校に通級指導教室を計画的かつ適切に配置し、特別支援学級と併せ弾力的に活用するとともに、すべての学校(園)において、専門的な知識と技能を有する教員の養成を進め、授業のユニバーサルデザイン化を進めるなど、障害のある子どもへの適切な指導を進めます。
- 府立特別支援学校では、作業療法士(OT)、理学療法士(PT)、言語聴覚士(ST)との連携を図るなど、障害の重度・重複化、多様化に対応します。また、医療的ケアを安全に実施する体制を充実します。
- 府立特別支援学校の高等部の生徒を対象に、京都ジョブパークやハローワークの労働関連機関と連携し、就労支援コーディネーターによる多様な職場実習先の開拓やセミナーの実施など、就労への意欲を高めるとともに、日本の産業構造の変化も見据えた職業教育を展開します。また、高等部以下の児童生徒も含めキャリア教育を充実する取組を推進することにより、希望進路を実現し、一人一人の自立と社会参加を目指します。
- みどりキャンプやスポーツによる交流、学校間の交流及び共同学習などを通じて、インクルーシブ教育システム構築を推進するとともに、教職員が合理的配慮の理念を学ぶ研修を実施するなど、障害の有無にかかわらず誰もが共にいきいきと暮らしやすい社会を目指す取組を推進します。
- デイジー図書・教科書などデジタル図書を普及し、一人一人の障害の状況に応じた学習・読書活動が行えるように環境を整備します。

\*「移行支援シート」：特別な支援が必要な子どもが就学、進学する際に、それまでの学校(園)で取り組まれてきた支援、効果的な取組、配慮すべき点などを記入し、情報の共有、一貫した支援を行うためのシート

\*「授業のユニバーサルデザイン化」：発達障害などのある子どもが学びやすいように授業を改善する、それが結果的にすべての子どもにとってわかりやすい授業になること

\*「インクルーシブ教育システム」：障害の有無にかかわらず、すべての子どもが共に学ぶ仕組み

\*「デイジー(DA I S Y)」：Digital Accessible Information SYstem の略。視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人のためのデジタル録音図書の国際標準規格のこと。テキスト・音声・画像が同期していて、テキストは読んでいる部分が反転し、文字の大きさや、読む速さなどが簡単な操作で変えられる。

## (14) 幼児教育の推進

---

**子どもの発達や学び、生活の連続性を踏まえ、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を推進します。**

- 保育所、幼稚園、認定こども園及び家庭と連携して、小学校の体験入学や出前授業を行うなど、幼児の学校生活への適応と基本的な生活習慣や学習習慣の確立に向けて支援します。(30に再掲)
- 小・中学生、高校生、高齢者などとの多様な交流活動や、絵本や物語に親しむ活動を充実するなど、人と人との関わりの中で、幼児の豊かな情操や感性をはぐくむ取組を支援します。
- 保育所、幼稚園、認定こども園と小学校が互いの教育内容を理解し、それぞれの教職員が円滑に小学校の生活や学びに適應できるためのプログラムを作成して交流するなど、幼児期の教育と小学校教育の接続に向けた取組を推進します。(30に再掲)
- 幼稚園教諭などを対象とした研修を実施するなど、資質・能力の向上を図る取組を推進します。

## (15) キャリア教育の推進

---

**子ども一人一人が自らの進路を主体的に切り拓き、自己実現につなげることができるよう、地域社会と連携して体験的な学習やライフデザインを考える学習を進めるなど、発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。**

- 企業やNPOなどと連携した職業体験やインターンシップ、キャリアサポーターによる講演などの様々な取組を充実させるなど、子どもの発達の段階に応じて将来を見通した職業観をはぐくむ取組を推進します。
- 雇用の状況や職業に関する社会制度などの学習、子どもが自身の過去を振り返り将来を展望することなどを通して、ライフデザインを考える力をはぐくむ取組を推進します。
- 将来の夢の実現に向けた体験活動や各分野で活躍している人物の講演を行うなど、社会的自立に向け子どもが意欲的に夢を追い求めていけるよう支援します。
- 小学校段階から高等学校や大学を見学・体験するための取組を支援するなど、主体的な進路選択への展望を持たせる取組を推進します。
- 子どもが素晴らしい音楽や演劇などに直に接したり、憧れのスポーツ選手と一緒に活動したりするなど、子どもの様々な夢の実現を応援する取組を支援します。(5から再掲)

## (16) スポーツの推進

---

**2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を踏まえ、競技力の向上を目指した取組を推進するとともに、障害の有無にかかわらず一緒にスポーツをする機会を充実するなど、スポーツの推進を図ります。**

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を契機として、世界で活躍するアスリートを輩出するため、優れた資質・能力を持つジュニアアスリートを発掘・育成するとともに競技力向上を目指した取組を推進します。
- 京都の学生支援や企業などとの連携に基づいた成年アスリートの強化活動を安定させるシステムを整え、ジュニアアスリートのもつ能力を将来にわたって伸ばすための支援体制を推進します。
- 障害者スポーツ、パラリンピック種目の広報宣伝に努めるとともに、スポーツにふれあう機会を増加させるなど、障害者が生涯にわたってスポーツに参加しやすい取組を推進します。

